

第5 社会福祉法人設立認可申請書一覧表

- 〔 1 添付書類に漏れのないように確認してください。
2 添付書類はこの順序で編綴してください。 〕

		添 付 書 類	様式（記載例） 及び様式例	
1		社会福祉法人設立認可申請書	様式 2・28 頁	
2		定款（社会福祉法人定款例参照）	// 3・31 頁	
3		設立発起人会議事録（写）（設立趣意書含む）	様式例 4・48 頁	
4		添付書類目録	様式 5・51 頁	
5		財産目録	様式例 6・54 頁	
6 財産目録記載の財産が法人に帰属することを証する書類	(1)	贈与契約書（写）	// 7・55 頁	
	(2)	贈与者が地方公共団体の場合 確約書（写）又は補助予定通知書（写）	// 8・57 頁	
	(3)	贈与者の身分証明書（写）	// 9・58 頁	
	(4)	// 登記されていないことの証明書（写）	// 10・59 頁	
	(5)	ア	定款（写）	—
		イ	法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写）	—
		ウ	社員総会等議事録（写）及び決算書（写）	// 11・60 頁
	(6)	預貯金等残高証明書（写）、所得証明書（写）等	—	
	(7)	不動産の登記事項証明書（写）及び地図又は地図に準ずる図面	—	
	(8)	不動産の価格評価書（写）	—	
	(9)	所有権移転登記確約書（写）	// 12・61 頁	
(10)	（農地転用許可書（写））	—		
(11)	（寄附物件に付随する負債の引き受けを証する書類（写））	// 13・62 頁		
7 （借地の場合）	(1)	地方公共団体の無償貸与確約書（写）	// 14・63 頁	
	(2)	地上権設定契約書（写）	// 15・64 頁	
	(3)	地上権設定登記確約書（写）	// 16・65 頁	
	(4)	土地賃貸借契約書（写）	// 17・66 頁	
	(5)	賃借権登記確約書（写）	// 18・67 頁	
	(6)	地主の身分証明書（写）、登記されていないことの証明書（写）	// 9・10・58・59 頁	
	(7)	不動産登記事項証明書（写）及び地図又は地図に準ずる図面	—	
	(8)	地代贈与契約書（写）	// 29・87 頁	
	(9)	地代寄附者の身分証明書（写）、登記されていないことの証明書（写）及び所得証明書（写）	// 9・10・58・59 頁	
	(10)	（農地転用許可書（写））	—	

		添 付 書 類	様式（記載例） 及び様式例
8 事業 計画 等	(1)	建設年度収支予算書（資金収支予算書・資金収支予算内訳書）	様式例 20・70 頁
	(2)	第 1 年度事業計画書	〃 19・68 頁
	(3)	第 1 年度収支予算書（資金収支予算書・資金収支予算内訳書）	〃 20・70 頁
	(4)	第 2 年度事業計画書	〃 19・68 頁
	(5)	第 2 年度収支予算書（資金収支予算書・資金収支予算内訳書）	〃 20・70 頁
	(6)	事業計画に係る確約書	—
9 設立者、 設立後の 評議員及び 役員に関する 書類	(1)	設立代表者の履歴書（写）	〃 21・72 頁
	(2)	〃 の権限を証する書類（委任状）（写）	〃 22・73 頁
	(3)	評議員及び役員就任承諾書（写）	〃 23・74 頁
	(4)	評議員及び役員就任予定者の履歴書（写）	〃 21・72 頁
	(5)	欠格事由に該当しないことの申立書（評議員）（写）	〃 24-1・75 頁
		欠格事由に該当しないことの申立書（理事）（写）	〃 24-2・76 頁
		欠格事由に該当しないことの申立書（監事）（写）	〃 24-3・77 頁
	(6)	特殊関係申立書（親族等の特殊の関係がある者に関する申立書）（評議員）（写）	〃 25-1・78 頁
		特殊関係申立書（親族等の特殊の関係がある者に関する申立書）（理事）（写）	〃 25-2・80 頁
特殊関係申立書（親族等の特殊の関係がある者に関する申立書）（監事）（写）		〃 25-3・82 頁	
10 施設 建設 関係 書類	(1)	施設建設計画書	〃 26・84 頁
	(2)	建設図面（付近見取図・配置図・平面図・立面図）（写）	—
	(3)	施設建設費見積書（写）	—
	(4)	設計監理費見積書（写）	—
	(5)	建築確認書（写）	—
	(6)	設備整備（初度調弁）計画書	〃 27・85 頁
	(7)	設備整備費見積書（写）	—
	(8)	補助金交付決定内定書（写）	—
	(9)	助成金等の交付決定内定書（写）	—
	(10)	建設自己資金贈与契約書（写）	—
	(11)	贈与者の身分証明書（写）	様式例 9・58 頁
	(12)	〃 の登記されていないことの証明書（写）	〃 10・59 頁
	(13)	〃 の預貯金等残高証明書（写）、所得証明書（写）等	—

		添 付 書 類		様式（記載例） 及び様式例
10 施 設 建 設 関 係 書 類	(14) 借 入 金 関 係 書 類	ア	貸付内定書（写）	—
		イ	償還計画（写）	〃 28・86頁
		ウ	償還金贈与契約書（写）	〃 29・87頁 様式 別記・88頁
		エ	寄附者及び保証人の身分証明書（写）	様式例9・58頁
		オ	〃 の登記されていないことの証明書（写）	〃 10・59頁
		カ	〃 の所得証明書（写）又は納税証明書（写）	—
		キ	（寄附者が地方公共団体の場合 確約書（写）又は 補助予定通知書（写））	—
		ク	（寄附者が団体の場合 定款（写）、登記事項証明書 （写）、議事録（写）及び決算書（写））	—
		ケ	（寄附者が後援会の場合 規約（写）、会員名簿（写）、 議事録（写）、後援会の過去3～5年寄附実績（写））	—
11 施 設 長 関 係	(1)	施設長就任承諾書（写）		〃 30・89頁
	(2)	施設長就任予定者の履歴書（写）		〃 21・72頁
	(3)	施設長の資格を証する書類（写）		—
12		基本財産編入誓約書		〃 31・89頁
13		諸規程（管理、就業、給与、経理等）		—

様式 2 (記載例) 設立認可申請書

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	ふりがな	○○○○○○○○	
	住 所	〒○○○-○○○○ 三重県○○市○○町○番地	
	ふりがな	○○○○	
	名 前	○ ○ ○ ○	
申請年月日		令和○年○月○日	
社会福祉法人 設立の 趣意	<p>本社会福祉法人の設立を求め、福祉作業所○○（令和○年開所）は、障がいのある人たちが、地域の中でいきいきと豊かに暮らすための福祉就労の場として、多くの市民の支援を受けて長年活動してきました。</p> <p>(中略)</p> <p>そこで、社会的信用が高く、共同生活援助など新しい障害福祉サービスの展開が認められている社会福祉法人の設立が必要となります。また、○○市内における、本社会福祉法人の設立が及ぼす影響は大きく、地域福祉向上へ大きく寄与するものと考えます。以上のことから、○○市の協力、指導を得ながら、障がいのある人たちの地域における自己実現を目指して、障害者総合支援法に基づく多機能型（生活介護、就労継続支援B型）を行なうことを目的として、社会福祉法人○○○会の設立を計画するものです。</p>		
	<p>法人本部の所在地（原則として施設の所在地と同一）となる住所を記載してください。（準備室等を設置している場合は、その住所とし設立後定款変更することもできます。）</p>		
主たる事務所の所在地		ふりがな	○○○
			〒○○○-○○○○ 三重県○○市△△町△番地
法人の名称		ふりがな	○○○○
			社会福祉法人 ○○○会
事業の種類	社会福祉事業	第1種	
		第2種	障害福祉サービス事業の経営
	公益事業		
	収益事業		

申請書提出年月日を記載してください。

設立の経緯又は動機、事業内容等をできる限り詳しく記載してください。この欄に書き切れない場合は、別紙に記載しても構いません。

法人本部の所在地（原則として施設の所在地と同一）となる住所を記載してください。（準備室等を設置している場合は、その住所とし設立後定款変更することもできます。）

社会福祉法人の名称や施設の名称には、個人名等から引用したものは好ましくありません。また、県内に既にある法人と同一の名称を用いることは避けてください。さらに法人名と施設名は、区別できる名称を用いてください。ただし○○○会（法人名）○○○園とすることはできます。

将来行おうとする事業を列挙することは許されません。

(裏面)

資産	内 訳									
	社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤財産計 ①+②+③+④	⑥負債				
	①基本財産	②その他財産								
円	円	円	円	円	円					
役員等となるべき者	理事 監事 評議員 の別※	氏名	親族等の 特殊関係 者の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉 法人の理事長 への就任状況	
				事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法人名

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けてください。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。

2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは日本産業規格A列4番とします。）の枚数を増し、この様式に準じた申請書を作成してください。

3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付してください。

(裏面 続紙)

	理事 監事 評議員 の別※	氏 名	親族等の 特殊関係 者の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉 法人の理事長 への就任状況	
				事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法人名
役員 等 と な る べ き 者										

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは日本産業規格A列4番とします。）の枚数を増し、この様式に準じた申請書を作成してください。
 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付してください。

様式 3 社会福祉法人定款例

<説明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載しています。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではありませんが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要です。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではありません。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理 事 会	評 議 員 会
決 議 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 (法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第181条) ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職(理事長:法第45条の13第2項第3号、業務執行理事:法第45条の16第2項第2号) ・重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号) ・多額の借財(法第45条の13第4項第2号) ・重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号) ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(法第45条の13第4項第4号) ・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備(法第45条の13第4項第5号) ※一定規模を超える法人のみ ・競業及び利益相反取引(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項) ・計算書類及び事業報告等の承認(法第45条の28第3項) ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除 (*法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項) ・その他の重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事、監事、会計監査人の選任(法第43条) ・理事、監事、会計監査人の解任(法第45条の4第1項及び第2項) ★ ・理事、監事の報酬等の決議(理事:法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事:法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条) ・理事等の責任の免除(全ての免除:*法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条(※総評議員の同意が必要)、一部の免除:第113条第1項) ★ ・役員報酬等基準の承認(法第45条の35第2項) ・計算書類の承認(法第45条の30第2項) ・定款の変更(法第45条の36第1項) ★ ・解散の決議(法第46条第1項第1号) ★ ・合併の承認(吸収合併消滅法人:法第52条、吸収合併存続法人:法第54条の2第1項、新設合併消滅法人:法第54条の8) ★ ・社会福祉充実計画の承認(法第55条の2第7項) ・その他定款で定めた事項 <p>★:法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項</p>

*法改正により、法第45条の20第4項は削除され、新たに法第45条の22の2が新設されましたが、国通知改正がないため、そのまま引用しています。

社会福祉法人〇〇〇会定款

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

(1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体現するものとする。

(2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。

(3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(6) 共同募金事業への協力

(7) 福祉サービス利用援助事業

(8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第1条の(1)及び(2)の例によること。

(9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、〇〇県(都道府)における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1) から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 日常生活自立支援事業
- (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第1条の(1)及び(2)の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人〇〇〇会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人及び平成 28 年度中に設立された法人については、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第 31 条第 5 項)。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第45条の35、第59条の2第1項第2号)。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項)。

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月~6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考)

第1項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第1項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第2項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

(役員<及び会計監査人>の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

(1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

(3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

(4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第16条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員＜及び会計監査人＞の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員＜及び会計監査人＞の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

<2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員<及び会計監査人>の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、<例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会(地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの)を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化委員会」という。)を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

（招集）

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（備考）

第1項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟（○○平方メートル）

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地（○○平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第2項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第4項に同じ。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、松阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、松阪市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のた

めの資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を松阪市長に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく松阪市長に届け出るものとする。

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第2項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<例1:理事会の承認、例2:理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(備考) 会計監査人を置いている場合の例

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益を目的とする事業を行う場合には、以下の条項を定めること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 〇〇の事業
 - (2) 〇〇の事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益を目的とする事業を行う場合には、以下の条項を定めること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和39年政令第224号)第6条第I項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、松阪市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を松阪市

長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇〇会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成29年4月1日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

(※ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項後段の規定の適用を受けようとする場合における定款例は、177頁を参考にしてください。)

社会福祉法人〇〇〇会設立発起人会議事録

1 日 時 令和〇年〇月〇日 〇時から 〇時まで

2 場 所 〇〇〇〇〇

3 出席者 設立発起人（※設立時の役員及び評議員候補者を記載してください。）

〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇 以上計 〇名

4 議長の選任

設立発起人の全員の出席をみたので、発起人〇〇〇〇が仮議長となり、直ちに議長の選任を求めたところ発起人〇〇〇〇から仮議長を推したい旨動議の提出があり、満場の賛同を得て、発起人〇〇〇〇が議長となり、議事に入る。

5 議案及び議事の顛末

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇会の設立について

議長が別紙設立趣意書を朗読、その趣旨に基づき社会福祉法人〇〇〇会を設立することを満場一致で議決した。

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇会定款の承認について

議長が別紙定款を朗読、原案を社会福祉法人〇〇〇会定款として採択することに満場一致議決した。

第〇号議案 設立当初の財産目録、事業計画、収支予算について

設立当初の資産、事業内容、収支予算について議長から承認を求めたところ全員異議なく賛成し、承認された。

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇会設立者、設立代表者及び設立当初の役員について

設立者に、設立発起人がなること、また、設立代表者には〇〇〇〇がなることを決定し、設立者は設立代表者に、設立に関する一切の権限のうち設立代表者〇〇〇〇と法人との贈与契約に係る事項を除く一切の権限を委任することで満場一致で議決した。

また、設立当初の役員として下記の理事〇名、監事〇名を選任し、理事長には、〇〇〇〇が就任することを決議した。

理事長 〇〇〇〇 監事 〇〇〇〇
理 事 〇〇〇〇 監事 〇〇〇〇
// 〇〇〇〇

// ○○○○
// ○○○○
// ○○○○

第○号議案 評議員会の設置及び評議員の選任について

法人に評議員会を設置し、設立当初の評議員として下記の○○名を選任することを決議した。

評議員	○○○○	評議員	○○○○
//	○○○○	//	○○○○
//	○○○○	//	○○○○
//	○○○○	//	○○○○
//	○○○○	//	○○○○
//	○○○○	//	○○○○

第○号議案 特別養護老人ホーム○○園の建設について

特別養護老人ホーム○○園の建設計画及び建設費について審議したところ
鉄骨造2階建延 〇〇〇〇㎡ 建設総額 〇〇〇〇円、
その内訳は、本体工事費 〇〇〇〇円、附帯設備費 〇〇〇〇円、
初度調弁費 〇〇〇〇円、設計監理費 〇〇〇〇円
でもって建設することを満場一致で議決した。

第○号議案 建設資金計画と借入金について

建設資金〇〇〇〇円の財源として寄附金〇〇〇〇円、国県市補助金
〇〇〇〇円を充当するが、なお不足する〇〇〇〇円を独立行政法人福祉医療
機構から借り入れることを全員異議なく承認した。

第○号議案 借入金に関する担保物件について

建設に伴う独立行政法人福祉医療機構から借入金〇〇〇〇円の担保物件に
ついては、建設予定地及び建物を担保提供することを全員異議なく承認した。

第○号議案 借入金に関する連帯保証人について

特養建設に伴う独立行政法人福祉医療機構からの借入金〇〇〇〇円の連帯
保証人については、理事長〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を充てることとして両
人も承諾しているため全員異議なく承認した。

第○号議案 借入金に関する償還財源について

特養建設に伴う福祉医療機構からの借入金の償還財源については、全額〇
〇〇〇氏からの寄附金を充当することとし、別紙贈与契約書(案)のとおり贈
与契約を締結することを全員異議なく承認した。

なお、償還については、理事全員が責任を持ち、将来滞納が生じたときは、
理事全員が連帯して償還することを全員異議なく承諾した。

第○号議案 贈与契約締結に伴う特別代理人の選任について

設立代表者(理事長)〇〇〇〇と法人との贈与契約の締結に際しては、本人
の特別代理人として設立発起人△△△△を選任するとともに、本契約締結に

関する一切の権限を△△△△に委任することを満場一致で議決した。

第○号議案 議事録署名人について

議長より議事録署名人を指名したい旨を述べたところ全員異議なく賛成したので、議長は、下記兩名を議事録署名人として指名した。

○○○○ ○○○○

この議事録の正確を期するため、次のとおり署名する。

令和○年○月○日

設立発起人会議長

署 名 人

署 名 人

⑩

⑩

⑩

※記名の場合は実印
署名の場合は認印可

なお、法人の役員及び評議員については、設立の認可を受け、設立登記を行った後に、定款の規定に基づき、改めて選任することになります。

選任の手続きは、次のとおりです。

- (1) 設立時の理事により、理事会を開催し、以下のことを決議
 - ア 役員候補者の選任
 - イ 評議員会招集の決議
- (2) 設立時の評議員により、評議員会を開催し、役員を選任
- (3) 理事会を開催し、以下のことを決議
 - ア 理事長を選定
 - イ 評議員選任・解任委員の選任
 - ウ 評議員候補者の選任
- (4) 評議員選任・解任委員会を開催し、評議員を選任

様式 5 (記載例)

添付書類目録(例)

		添付書類	添付した書類に○印	
1		社会福祉法人設立認可申請書	○	
2		定款(社会福祉法人定款例参照)	○	
3		設立発起人会議事録(写)(設立趣意書含む)	○	
4		添付書類目録	○	
5		財産目録	○	
6 財産目録記載の財産が法人に帰属することを証する書類	(1)	贈与契約書(写)	○	
	(2)	贈与者が地方公共団体の場合 確約書(写)又は補助予定通知書(写)	○	
	(3)	贈与者の身分証明書(写)	○	
	(4)	// 登記されていないことの証明書(写)	○	
	(5)	ア	定款(写)	
		イ	法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)(写)	
		ウ	社員総会等議事録(写)及び決算書(写)	
	(6)	預貯金等残高証明書(写)、所得証明書(写)等	○	
	(7)	不動産の登記事項証明書(写)及び地図又は地図に準ずる図面	○	
	(8)	不動産の価格評価書(写)	○	
	(9)	所有権移転登記確約書(写)	○	
(10)	(農地転用許可書(写))			
(11)	(寄附物件に付随する負債の引き受けを証する書類(写))			
7 (借地の場合)	(1)	地方公共団体の無償貸与確約書(写)		
	(2)	地上権設定契約書(写)		
	(3)	地上権設定登記確約書(写)		
	(4)	土地賃貸借契約書(写)		
	(5)	賃借権登記確約書(写)		
	(6)	地主の身分証明書(写)、登記されていないことの証明書(写)		
	(7)	不動産登記事項証明書(写)及び地図又は地図に準ずる図面		
	(8)	地代贈与契約書(写)		
	(9)	地代寄附者の身分証明書(写)、登記されていないことの証明書(写)、及び所得証明書(写)		
	(10)	(農地転用許可書(写))		

		添 付 書 類	添付した書類に○印
8 事業計画等	(1)	建設年度収支予算書（資金収支予算書・資金収支予算内訳書）	○
	(2)	第1年度事業計画書	○
	(3)	第1年度収支予算書（資金収支予算書・資金収支予算内訳書）	○
	(4)	第2年度事業計画書	○
	(5)	第2年度収支予算書（資金収支予算書・資金収支予算内訳書）	○
	(6)	事業計画に係る確約書	○
9 設立者 設立後の 評議員及び 役員に関する 書類	(1)	設立代表者の履歴書（写）	○
	(2)	〃 の権限を証する書類（委任状）（写）	○
	(3)	評議員及び役員就任承諾書（写）	○
	(4)	評議員及び役員就任予定者の履歴書（写）	○
	(5)	欠格事由に該当しないことの申立書（評議員）（写）	○
		欠格事由に該当しないことの申立書（理事）（写）	○
		欠格事由に該当しないことの申立書（監事）（写）	○
	(6)	特殊関係申立書（親族等の特殊の関係がある者に関する申立書）（評議員）（写）	○
		特殊関係申立書（親族等の特殊の関係がある者に関する申立書）（理事）（写）	○
特殊関係申立書（親族等の特殊の関係がある者に関する申立書）（監事）（写）		○	
10 施設 建設 関係 書類	(1)	施設建設計画書	○
	(2)	建設図面（付近見取図・配置図・平面図・立面図）（写）	○
	(3)	施設建設費見積書（写）	○
	(4)	設計監理費見積書（写）	○
	(5)	建築確認書（写）	
	(6)	設備整備（初度調弁）計画書	○
	(7)	設備整備費見積書（写）	○
	(8)	補助金交付決定内定書（写）	○
	(9)	助成金等の交付決定内定書（写）	○
	(10)	建設自己資金贈与契約書（写）	○
	(11)	贈与者の身分証明書（写）	○
	(12)	〃 の登記されていないことの証明書（写）	○
	(13)	〃 の預貯金等残高証明書（写）、所得証明書（写）等	○

社会福祉法人〇〇〇会	
財 産 目 録	
設 立 当 初	
I	資産の部 円
1	基本財産 円
	(内 訳)
(1)	土地
	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地（地目、面積㎡を記載）
	㎡単価 円 総額 円
(2)	建物
	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の建物（構造、面積㎡を記載）
	円
(3)	基本財産基金 円
2	その他財産 円
	(内 訳)
(1)	建設自己資金 円
(2)	運転資金 円
(3)	法人事務費 円
(4)	什器備品 円
(5)	権利 円
II	負債の部 円
III	差引純資産 円

- 注1 法人設立にあたって、贈与契約に基づき法人が取得する財産について記載してください。また、不要の項目は削除してください。
- 2 土地は、不動産の登記事項証明書のとおり1筆ごとに記入してください。
- 3 建物については、既存の建物の贈与を受ける場合に記載してください。また、記載は不動産の登記事項証明書のとおり1棟ごとに記載してください。
- 4 什器備品については、什器備品の贈与を受ける場合は記載してください。
- 5 負債を抱えての法人設立は、原則として認められないため負債の部は0円となります。

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結する。（※）

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金として、金〇〇〇〇〇〇〇円、資産として、別記目録記載の財産を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾する。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏名 〇〇〇〇 実印

乙 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
社会福祉法人〇〇〇会 設立代表者（※）
氏名 〇〇〇〇 実印

※ 設立代表者から贈与のある場合については、次の例によってください。

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者特別代理人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結する。

注 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付してください。なお、契約書の原本は、関係者がそれぞれ保管してください。

別 記

目 録

1 現 金

金 〇〇〇〇〇〇〇円

(内 訳)

建設自己資金 〇〇〇〇〇〇〇円

運転資金 〇〇〇〇〇〇〇円

法人事務費 〇〇〇〇〇〇〇円

2 土 地

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆 〇〇〇㎡

3 建 物

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の〇〇造〇階建 建物
1 棟 延べ 〇〇〇㎡

注1 不動産の登記事項証明書記載のとおりに入記してください。したがって、土地の一部の贈与が行われる場合は、分筆登記を済ませた後の不動産の登記事項証明書により記入することとなります。

2 既存の建物の贈与を受けるときに入記してください。なお、記入は不動産の登記事項証明書記載のとおりとしてください。

3 建設中の建物については記入しないでください。

確 約 書

社会福祉法人〇〇〇会が設立された場合には〇〇事業の資金として下記金額を、交付することを確約する。

令和〇年〇月〇日
〇〇市（町）長
氏名 公印

社会福祉法人 〇〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇様

記

一金 〇〇円也

補助予定通知書

社会福祉法人〇〇〇会が設立された場合には、〇〇事業の資金として下記金額を、議会の議決を得て補助する予定です。

令和〇年〇月〇日
〇〇市（町）長
氏名 公印

社会福祉法人 〇〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇様

記

一金 〇〇円也

様式例 9

身 分 証 明 書

本 籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏 名	〇〇〇〇
	大正
	昭和 〇年〇月〇日生
	平成
	令和
1	禁治産又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない。
2	破産宣告の通知を受けていない。
3	後見の登記の通知を受けていない。
	上記のとおり相違ないことを証明する。
	令和〇年〇月〇日
	〇〇市（町、村）長
	氏名 公印

注 本籍地の市区町村で発行

登記されていないことの証明書

①氏名	○ ○ ○ ○
②生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 西暦 □ □ □ □ □ 又は □ 年 月 日
③住所	三重県○○市○○町○○番地
④本籍 □ 国籍	三重県○○郡○○町大字○○○番地

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人，被保佐人，被補助人，任意後見契約の本人とする記録がないことを証明する。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

東京法務局 登記官 ○ ○ ○ ○ 印

※ 証明事項（証明範囲）は、その用途（提出先等）によって異なり、一般的には、
「成年被後見人，被保佐人とする記録がないこと」
「成年被後見人，被保佐人，被補助人とする記録がないこと」
「成年被後見人，被保佐人，被補助人，任意後見契約の本人とする記録がないこと」
のいずれかについて証明されますが、上記記載の範囲で証明を得てください。

〇〇法人〇〇〇社員総会議事録

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日 〇時
- 2 場 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇会議室(室名等)
- 3 出席者 社員総数〇〇名
出席社員〇〇名

定刻にいたり、理事長〇〇〇〇が定款第〇〇条の規定により、議長となり、定款第〇〇条の規定により、総会が成立したことを宣し、議事録署名人に〇〇及び〇〇を選出して議事に入った。

- 4 議 題 社会福祉法人〇〇〇会への寄附等について
 - (1) 敷地の贈与について
 - (2) 建設資金自己負担分の寄附について
 - (3) 借入金償還金の寄附について

5 審議経過

〇〇社員「(発言要旨) -----」
〇〇社員「-----」

令和〇年〇月〇日

議事録署名人 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇 印

この議事録謄本は原本のとおり相違ありません。

令和〇年〇月〇日

〇〇法人 〇〇〇

理事長 〇〇〇〇 印

所有権移転登記確約書

社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、下記財産について、直ちに貴法人に対し所有権移転登記を行うことを確約いたします。

令和〇年〇月〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏名（所有者） 〇〇〇〇 実印

社会福祉法人〇〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇様

記

- 1 土地
〇〇〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地1筆 〇〇〇〇㎡
- 2 建物
〇〇〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号所在の〇〇造〇階建 建物1棟
延べ 〇〇〇〇㎡

免責的債務引受契約証書

第1条 社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、乙野太郎（以下「乙」という。）が令和〇年〇月〇日付金銭消費貸借契約証書（以下「原契約書」という。）に基づき、〇〇銀行（以下「甲」という。）から借り受け現に負担している債務金〇〇〇〇円（元高金〇〇〇〇円）及びこれに付帯する一切の債務を原契約書の特約条項を承認のうえ、かつ、その債務の同一性を維持して引き受けることを申込み、甲はこれを承認し、乙はこれに同意した。

第2条 乙は丙が前条の債務を引き受けたことによりその債務をまぬがれる。

第3条 丙は、本契約により引き受けた債務を原契約書の特約条項に従って履行するものとする。

第4条 丙は、甲の抵当権付の末尾記載の物件については、本債務引き受けの登記手続きをすみやかに完了し、その登記簿謄本を甲に提出するものとする。

第5条 この証書の作成並びに登記その他の契約に関する一切の費用は丙がこれを負担する。

第6条 〇〇〇〇は、本債務引受契約を承認し、引き続き保証人となり、保証人相互間に連帯して、丙と保証人との間に保証委託契約の効力にかかわらず債務履行の責を負うものとする。

第7条 丙及び保証人は、甲が請求したときはいつでも、公証人に委嘱して原契約書及びこの契約書に基づく債務の承認ならびに強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとする。

第8条 この契約に関しては、この証書に別段の定めがあるもののほか、すべて原契約書の各条項を適用または準用するものとする。

この契約を証するため証書1通を作成し、甲がこれを保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 所在地

名 称 〇〇銀行
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住 所 〇〇市〇〇町

氏 名 乙野太郎 印

丙 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地

名 称 社会福祉法人 〇〇〇会
設立代表者 ○ ○ ○ ○ 印

連帯保証人

.....
連帯保証人

.....
連帯保証人

地方公共団体からの貸与確約書

記 号 番 号
令和〇年〇月〇日

土地の無償貸与確約書

社会福祉法人〇〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇様

〇〇〇（市町）長
氏名 公印

社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可された時は、当（市町）が所有する下記の土地について（無償）貸与することを確約します。

記

	所在地（番地）	地 目	地積（㎡）
1	〇〇〇〇	〇〇	〇〇〇〇
2	〇〇〇〇	〇〇	〇〇〇〇

地上権設定契約書

土地所有者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地上権設定について次のとおり契約を締結する。（※）

（地上権設定の目的）

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が建設する特別養護老人ホームの用に供させる目的をもって、地上権者乙のため地上権を設定する。

（契約期間）

第2条 前条の地上権の契約期間は、令和〇年〇月〇日から前条の目的によって使用する期間とする。

（地代）

第3条 地代は無償とする。

（登記）

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に地上権設定登記確約書を提出するものとする。

（土地の維持管理）

第5条 この契約の対象となる土地が、天災等により流出または崩壊したときの損害の補てん又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約が甲乙両者間に成立したことを証し、かつ、これを確守するため2通作成し、各1通を保持する。

令和〇年〇月〇日

甲	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	氏名 〇〇〇〇	実印
乙	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	社会福祉法人〇〇〇会 設立代表者(※)	
		氏名 〇〇〇〇	実印

土地の表示

1	所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番
2	地目	宅地
3	公簿面積	〇〇〇m ²

※ 設立代表者が所有する土地に地上権の設定をする場合については、次の例によってください。
 〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者特別代理人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり地上権設定契約を締結する。

注 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付してください。なお、契約書の原本は、関係者がそれぞれ保管してください。

地上権設定登記確約書

社会福祉法人〇〇〇会
設立代表者〇〇〇〇 様

このたび、特別養護老人ホーム〇〇園用地として地上権設定契約の締結を行った土地については、法人設立後直ちに地上権の登記を設定することを確約いたします。

令和〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名（所有者） 〇〇〇〇 実印

土地の表示

- | | | |
|---|------|-------------------|
| 1 | 所在地 | 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番 |
| 2 | 地目 | 宅地 |
| 3 | 公簿面積 | 〇〇〇m ² |

土地賃貸借契約書

貸地人 ○○○○を甲として借地人 社会福祉法人○○○会設立代表者○○○○を乙として、土地の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。(※)

1 貸借物件 ○○県○○市○○町○○番
土地 ○○○○㎡

2 貸借の条件

(目的)

第1条 この土地は、社会福祉法人○○○会経営の特別養護老人ホーム敷地にあて
るため賃借する。

(期間)

第2条 賃借の期間は、令和○年○月○日から前条の目的によって使用する期間と
する。

(賃貸料)

第3条 賃貸料は、○○○○円とする。

(転貸の禁止)

第4条 乙は、この契約にかかる土地を他に転貸してはならない。

(契約の解除)

第5条 乙が正当な理由なくこの契約の各条項に違背したとき、甲はこの契約を解
除することができる。

(返還)

第6条 乙は、この契約による土地を返還する場合、原形に復した後、返還しなけ
ればならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 以上に定めるもののほか、疑義の生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定す
る。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、両者各1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 ○○県○○市○○町○○番地
氏名 ○○○○ 実印

乙 ○○県○○市○○町○○番地
社会福祉法人 ○○○○会 (※)
設立代表者 ○○○○ 印

※ 設立代表者の土地を賃貸借する場合には、次の例によってください。

○○○○ (以下「甲」という。)と社会福祉法人○○○会設立代表者特別代理人○○○○ (以下「乙」という。)は、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

注 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付してください。なお、契約書の原本は、関係者がそれぞれ保管してください。

賃借権登記確約書

社会福祉法人〇〇〇会
設立代表者〇〇〇〇 様

この度特別養護老人ホーム〇〇〇建設用地として賃貸借契約の締結を行った借地人社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇氏との土地の賃貸借については法人設立後直ちに賃借権の登記を設定することを確約いたします。

令和〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名(賃貸人) 〇〇〇〇 実印

土地の表示

- | | |
|--------|-------------------|
| 1 所在地 | 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番 |
| 2 地目 | 宅地 |
| 3 公簿面積 | 〇〇〇m ² |

令和○年度特別養護老人ホーム○○園事業計画

- 1 利用定員
- 2 職員定数
- 3 事業開始予定年月日
- 4 事業運営基本計画

5 利用者の援助

6 健康管理

7 防災計画

8 日課

9 職員名簿

職種名（注1）	氏名（注2）	前 歴	資 格	年 令	本 俸
施 設 長					
事 務 員					
生 活 相 談 員					
介 護 職 員					
//					
看 護 職 員					
//					
機 能 訓 練 指 導 員					
//					
栄 養 士					
調 理 員					
//					
介 護 支 援 専 門 員					
医 師					

10 資金計画

別紙、収支予算書のとおり。

注1 必要職種は、全てについて記入してください。

2 選考中で未定の場合は、その旨記入してください。

様式例 20

資金収支予算書

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	前年度 予算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入				
	老人福祉事業収入				
	児童福祉事業収入				
	保育事業収入				
	就労支援事業収入				
	障害福祉サービス等事業収入				
	生活保護事業収入				
	医療事業収入				
	〇〇事業収入				
	〇〇収入				
	借入金利息補助金収入				
	経常経費寄附金収入				
	受取利息配当金収入				
	その他の収入				
流動資産評価益等による資金増加額					
事業活動収入計(1)					
支出	人件費支出				
	事業費支出				
	事務費支出				
	就労支援事業支出				
	授産事業支出				
	〇〇支出				
	利用者負担軽減額				
	支払利息支出				
	その他の支出				
	流動資産評価損等による資金減少額				
事業活動支出計(2)					
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)					
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入				
	施設整備等寄附金収入				
	設備資金借入金収入				
	固定資産売却収入				
その他の施設整備等による収入					
施設整備等収入計(4)					
支出	設備資金借入金元金償還支出				
	固定資産取得支出				
	固定資産除却・廃棄支出				
	ファイナンス・リース債務の返済支出				
	その他の施設整備等による支出				
施設整備等支出計(5)					
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入				
	長期運営資金借入金収入				
	役員等長期借入金収入				
	長期貸付金回収収入				
	投資有価証券売却収入				
	積立資産取崩収入				
	その他の活動による収入				
	その他の活動収入計(7)				
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出			
役員等長期借入金元金償還支出					
長期貸付金支出					
投資有価証券取得支出					
積立資産支出					
その他の活動による支出					
その他の活動支出計(8)					
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)					
前期末支払資金残高(12)					
当期末支払資金残高(11)+(12)					

注 勘定科目は、会計基準の勘定科目説明の大区分のみを記載しますが、必要のないものは省略できます。

資金収支予算サービス区分別内訳書 例

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日 (単位:円)

勘定科目	事業区分 拠点区分 サービス区分	社会福祉事業		公益事業	内部取引消去	合計	備考
		〇〇		△△			
		本部	〇〇事業	△△事業			
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入 施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般) 居宅介護料収入 (介護報酬収入)					
		事業活動収入計(1)					
	支出	人件費支出 役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 事業費支出 事務費支出					
		事業活動支出計(2)					
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)					
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 その他の施設整備等による収入 〇〇収入					
		施設整備等収入計(4)					
	支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出 その他の施設整備等による支出 〇〇支出					
		施設整備等支出計(5)					
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 役員等長期借入金収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間繰入金収入 その他の活動による収入 〇〇収入					
		その他の活動収入計(7)					
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出 役員等長期借入金元金償還支出 長期貸付金支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間繰入金支出 その他の活動による支出 〇〇支出					
		その他の活動支出計(8)					
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
		予備費支出(10)					
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)					
		前期末支払資金残高(12)					
		当期末支払資金残高(11)+(12)					

注 1 勘定科目は、会計基準の勘定科目説明の小区分まで記載しますが、必要のないものは省略できます。
2 法人の全てのサービス区分が表示できるよう適宜調整して作成してください。

設立者の履歴書

履 歴 書

現住所

氏名 ○ ○ ○ ○

昭和○○年○○月○日生

学 歴

昭和○○年○月 ○○大学○○学部○○学科卒業

職 歴

昭和○○年○月 (株)○○入社 (医薬品製造販売業)

昭和○○年○月 (株)○○退社

昭和○○年○月 ○○薬局を開業現在に至る。

その他の社会的活動歴

昭和○○年○月～現在 民生・児童委員

平成○○年○月～現在 ○○町内会会長

他法人役員歴

平成○○年○月～現在 社会福祉法人○○○会 理事・評議員

上記のとおり相違ありません。

令和○年○月○日

氏 名 ○○○○ 印

委 任 状

ア 設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合

委 任 状 (記載例)			
		住 所	〇〇市〇〇町〇〇
		氏 名	〇〇〇〇
上記の者を社会福祉法人〇〇〇〇会の設立代表者として設立に関し必要な権限の一切を委任する。			
令和〇年〇月〇日			
設立者	(住 所)	(氏 名)	実印
//			
//			
//			
//			
//			

イ 設立代表者が贈与契約の当事者（寄附者）となる場合

上記の者を社会福祉法人〇〇〇〇会の設立代表者として設立に関し必要な権限（〇〇〇〇〇〈代表者氏名〉の贈与契約に係る部分を除く。）の一切を委任する。
--

ウ 設立代表者以外の者に贈与契約に係る権限のみを委任する場合

上記の者を社会福祉法人〇〇〇〇会と〇〇〇〇〇との贈与契約に係る権限を委任する。

理事（※1）就任承諾書

社会福祉法人〇〇〇会理事（※1）に就任することを承諾します。

令和〇年〇月〇日 （※2）

住 所 〇〇市〇〇町〇〇
氏 名 〇〇〇〇 印（※3）
（記名押印又は署名（自署））

社会福祉法人 〇〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇 様
（理事長）

- ※1 監事及び評議員就任承諾書は、理事の文言を監事又は評議員に換えて作成してください。
- ※2 設立代表者に権限を委任した日付以降で、法人設立認可申請年月日以前の日付となります。
- ※3 記名押印（認印でも可）又は署名（自署）でも構いません。ただし、必要事項を登記する際に、法務局から実印の押印した書面の提示等を求められることがあるため、予め法務局に確認してください。

注 この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるため、既設法人の場合は、新たに役員又は評議員に就任する際に、理事長宛てに提出します。

欠格事由に該当しないことの申立書（評議員）

社会福祉法人〇〇〇会の評議員に就任することにあたり、社会福祉法第40条第1項に該当しないことを申し立てます。

【社会福祉法第40条第1項 評議員の欠格事由】

- 1 法人
- 2 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 6 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

社会福祉法人〇〇〇会

設立代表者（※1）（又は理事長） 〇〇〇〇 様

令和〇年〇月〇日

氏名 〇〇〇〇 印（※2）
（記名押印又は署名（自署））

※1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに評議員に就任する際に理事長宛てに提出します。

※2 法人の判断において、記名押印（認印でも可）又は署名（自署）とします。

欠格事由に該当しないことの申立書（理事）

社会福祉法人〇〇〇会の理事に就任することにあたり、社会福祉法第44条第1項において準用する第40条第1項に該当しないことを申し立てます。

【社会福祉法第40条第1項 理事の欠格事由】

- 1 法人
- 2 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 6 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

社会福祉法人〇〇〇会

設立代表者（※1）（又は理事長） 〇〇〇〇 様

令和〇年〇月〇日

氏名 〇〇〇〇 印（※2）
（記名押印又は署名（自署））

※1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに理事に就任する際に理事長宛てに提出します。

※2 記名押印（認印でも可）又は署名（自署）でも構いません。ただし、必要事項を登記する際に、法務局から実印を押印した書面の提示等を求められることがあるため、予め法務局に確認してください。

欠格事由に該当しないことの申立書（監事）

社会福祉法人〇〇〇会の監事に就任することにあたり、社会福祉法第44条第1項において準用する第40条第1項に該当しないことを申し立てます。

【社会福祉法第40条第1項 監事の欠格事由】

- 1 法人
- 2 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 6 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

社会福祉法人〇〇〇会

設立代表者（※1）（又は理事長） 〇〇〇〇 様

令和〇年〇月〇日

氏名 〇〇〇〇 印（※2）
（記名押印又は署名（自署））

※1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに監事に就任する際に理事長宛てに提出します。

※2 法人の判断において、記名押印（認印でも可）又は署名（自署）とします。

親族等の特殊の関係がある者に関する申立書（評議員）

社会福祉法人〇〇〇会の評議員に就任するにあたり、他の評議員及び各役員について、社会福祉法第40条第4項及び第5項に規定する親族等は含まれていません。

社会福祉法人〇〇〇会
設立代表者（※1）（又は理事長） 〇〇〇〇 様

令和〇年〇月〇日

氏名 〇 〇 〇 〇 印（※2）
（記名押印又は署名（自署））

※1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに評議員に就任する際、理事長宛てに提出します。

※2 法人の判断において、記名押印（認印でも可）又は署名（自署）とします。

社会福祉法
（評議員の資格等）

第40条

4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

社会福祉法施行規則

（評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者）

第2条の7 法第40条第4項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該評議員の使用人
- 三 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

- 六 当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- 七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
- 八 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ニ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ホ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第2条の8 法第40条第5項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- 七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

親族等の特殊の関係がある者に関する申立書（理事）

社会福祉法人〇〇〇会の理事に就任するにあたり、他の理事との親族その他の特殊の関係（以下親族等という）について、次のとおり申し立てます。

- 他の理事について、社会福祉法第44条第6項に規定する親族等は含まれていません。
- 他の理事について、社会福祉法第44条第6項に規定する親族等は次の者のみです。
- | | |
|----------|----------|
| （親族等の氏名） | （本人との関係） |

社会福祉法人〇〇〇会

設立代表者（※1）（又は理事長） 〇〇〇〇 様

令和〇年〇月〇日

氏名 〇 〇 〇 〇 印（※2）
（記名押印又は署名（自署））

※1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに理事に就任する際、理事長宛てに提出します。

※2 記名押印（認印でも可）又は署名（自署）でも構いません。ただし、必要事項を登記する際に、法務局から実印を押印した書面の提示等を求められることがあるため、予め法務局に確認してください。

社会福祉法

（役員の資格等）

第44条

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

社会福祉法施行規則

(理事のうちの各理事と特殊の関係がある者)

第2条の10 法第44条第6項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該理事の使用人
- 三 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該理事が役員（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限り。）
- 七 第2条の7第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限り。）

親族等の特殊の関係がある者に関する申立書（監事）

社会福祉法人〇〇〇会の監事に就任するにあたり、各役員について、社会福祉法第44条第7項に規定する親族等は含まれておりません。

社会福祉法人〇〇〇会
設立代表者（※1）（又は理事長） 〇〇〇〇 様

令和〇年〇月〇日

氏名 〇 〇 〇 〇 印（※2）
（記名押印又は署名（自署））

※1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものですので、既設法人の場合は、新たに監事に就任する際、理事長宛てに提出します。

※2 法人の判断において、記名押印（認印でも可）又は署名（自署）とします。

社会福祉法
（役員の資格等）

第44条

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

社会福祉法施行規則

（監事のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第2条の11 法第44条第7項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役

員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

七 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

八 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

九 第2条の7第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

特別養護老人ホーム建設計画書				
				社会福祉法人〇〇〇会
1	施設名	〇〇ホーム		
2	経営主体	〇〇〇会		
3	設置場所			
4	定員	名		
5	敷地の面積			㎡
6	規模及び構造			
		1階床面積		㎡
		2階床面積		㎡
		3階床面積		㎡
		延床面積		㎡
7	配置図及び平面図	別紙のとおり		
8	整備費（支出）			円
	内訳			
		敷地造成工事費		円
		建築主体工事費		円
		冷暖房設備費		円
		浄化槽設備費		円
		初度調弁費		円
		設計監理費		円
9	整備費（収入）			円
	内訳			
		国・県補助金		円
		〇〇（市町）補助金		円
		福祉医療機構借入金		円
		自己資金		円
10	工事予定期間			
	(1) 建築工事着手	令和	年	月 日
	(2) 竣工予定	令和	年	月 日
11	施設事業開始予定年月日	令和	年	月 日

設備整備（初度調弁）計画書

区分	品名	数量	単価	金額
事務室関係	園長事務机			円
	事務長事務机			
	…			
	…			
	…			
厨房・食堂関係	厨房器具			
	食堂用机			
	…			
	…			
	…			
医務室関係	…			
	…			
	…			
	…			
	…			
	…			
	…			
合計				円

償 還 計 画

1 年次別償還額及び充当財源別金額

年次	区 分	償 還 額			充 当 財 源 別 金 額			
		元 金	利 息	合 計	寄附者名	補 助 金	そ の 他	合 計
1	令和〇〇年	円	円	円	〇〇〇〇	〇〇補助金	円	円
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合 計								

注 寄附者名は各人ごとに記入してください。

2 充当財源の調達方法

財 源 別	調達方法
県 費 補 助	利息所要額の〇分の〇
寄 附 金	理事長 〇〇〇〇、理事 〇〇〇〇、監事 〇〇〇〇、〇〇〇〇、元利償還金所要額から県費補助金を控除した額を毎年寄附

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）、社会福祉法人〇〇〇会^{設立代表者}_{理事長}〇〇〇〇
 〇（以下「乙」という。）と〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、次の通り贈与
 契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇
 〇〇からの^{借入金の償還財源}_{不動産賃借料}として、総計金〇万円を別記のとおり同法人に
 贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を、毎年〇月末日までに行われなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を、履行できないとき又はできなくなったとき
 は、丙がその贈与を代替し又は残余の贈与を承継して行う。

第4条 丙は、第3条による贈与の継承を履行できなくなったときは、あらかじめ
 乙の承諾を得なければならない。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙、及び丙は、誠意をも
 って協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙及び丙署名捺印のうえ各1
 通所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 住所 〇〇市〇〇町〇〇
 氏名 〇〇〇〇 実印

乙 住所 〇〇市〇〇町〇〇
 社会福祉法人〇〇〇会設立代表者
 氏名 〇〇〇〇 実印

丙 住所 〇〇市〇〇町〇〇
 氏名 〇〇〇〇 実印

別 記

償 還 年 次	贈 与 額		
	元 金	利 息	合 計
令和 年			円
令和 年			
計			円

様式例 30

施設長就任承諾書

社会福祉法人〇〇〇会が設置経営する特別養護老人ホーム「〇〇〇ホーム」の施設長に就任することを承諾いたします。

なお、施設長に就任するにあたっては、この職務に専念することを誓います。

令和〇年〇月〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

氏名 〇 〇 〇 〇 印

社会福祉法人 〇〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇様

※履歴書添付

様式例 31

基本財産編入誓約書

誓約書

この度、社会福祉法人〇〇〇会が設置経営する特別養護老人ホーム「〇〇〇ホーム」の建物については、完成後、速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

令和〇年〇月〇日

(あて先) 松阪市長 竹上真人

社会福祉法人 〇〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇